

【重要】

令和4年10月6日

関係者各位

再生債務者 株式会社MTGOX
再生管財人 弁護士 小林 信 明

弁済方法の選択及び弁済先情報登録機能のリリースに関するご案内

弁済に向けた手続に関し、重要な情報が含まれておりますので、再生債権者の皆様は必ずご確認ください。

1. 弁済方法の選択及び弁済先情報登録機能のリリース

再生管財人は、再生計画に基づく弁済（以下「本件弁済」といいます。）に関し、債権者が弁済方法の選択、及び弁済先情報の登録（以下「本件選択及び登録」といいます。）を行うための機能を再生債権届出システム（「<https://claims.mtgox.com/>」のURLからアクセスできるシステムをいい、以下「本システム」といいます。）にリリースいたしました。

本件選択及び登録の期限は、いずれも **2023年1月10日（日本時間）** までです。本件弁済の受領を希望される債権者は、同期限までに必ず、本システム上で本件選択及び登録を行ってください。

また、本件弁済に関する説明資料として、以下の資料を本システムにアップロードいたしました。いずれも、本件弁済に関する重要な事項を記載しておりますので、各資料をよく読んだ上で、本件選択及び登録を行ってください。

- ・ 再生計画の変更及び弁済に係る許可の取得に関するお知らせ
- ・ 再生債務者の財務状況に関するご案内
- ・ 収支計算書・貸借対照表・財産目録（令和4年8月31日時点）
- ・ 銀行送金による弁済に関するご案内（日本国外に居住する再生債権者向け）
- ・ 銀行送金による弁済に関するご案内（日本国内に居住する再生債権者向け）
- ・ 資金移動業者による送金を用いた弁済に関するご案内
- ・ 仮想通貨取引所又はカストディアンを選択に関するご案内

2. 本システムへの初期登録

【重要】

本件弁済を安全かつ確実にを行うため、本件選択及び登録は、必ず再生債権者本人が、本システムにログインした上で行う必要があります。本システムにログインできなければ、本件選択及び登録を行うことができないこととなります。必要な本件選択及び登録を全て完了しない場合、以下の弁済を受けることができず、その結果、必要な書類等を株式会社 MTGOX の本店又は再生管財人が指定する場所に持参して、日本円（現金）による弁済を受けていただく（再生債権者がその弁済を受け取れない場合には、弁済額が法務局へ供託される）こととなります。

- ・ 早期一括弁済
- ・ 仮想通貨再生債権の一部に対する仮想通貨での弁済
- ・ 銀行送金による弁済
- ・ 資金移動業者による送金を用いた弁済

したがって、本システムへの初期登録が完了していない再生債権者は、下記の案内を確認して、速やかに本システムへの初期登録を完了してください。

なお、初期登録を完了したとしても、2023年1月10日（日本時間）までに本システムで本件選択及び登録を行わなかった場合には、上記弁済を受けることはできませんので、初期登録の完了後、必ず本システムにおいて本件選択及び登録を行っていただくようお願いいたします。

<本システムへの初期登録の方法に関するご案内>

① 債権者コードの申請ページ

初期登録には「債権者コード」が必要ですので、債権者コードを保有していない再生債権者は、まず以下のリンク先から債権者コードの申請をしてください。

<https://claims.mtgox.com/pre-signup>

② 本システム初期登録ページ

債権者コードを取得後、以下のリンク先の初期登録ページにアクセスし、画面上の案内に従って初期登録を行ってください。

<https://claims.mtgox.com/signup>

なお、初期登録の具体的な方法や流れについてはガイドラインを公表していますので、以下のリンク先の資料をご確認ください。

https://www.mtgox.com/img/pdf/20211006_000_announcement_ja.pdf

【重要】

3. 債権者名義変更及び住所変更の手続

本件弁済の実施にあたっては、(i)再生債権者が再生管財人に届け出た債権者名義、(ii)弁済先となる金融機関の預金口座、資金移動業者のアカウント、仮想通貨取引所又はカストディアンของผู้ー情報に係る名義等、及び(iii)再生債権者が Onfido PTE Ltd. が提供するサービスを用いた本人確認において提出した本人確認資料記載の名義の同一性の確認が、再生管財人又は弁済に関与する関係者において実施されます。上記名義の同一性が確認できない場合、本件選択及び登録に基づいた、希望する弁済を受けられないおそれがあります。

そのため、上記(i)の債権者名義の変更が必要である場合には、速やかに債権者名義変更のための手続を行ってください。

また、本件弁済を受けるにあたっては、再生債権者が届け出た住所が、再生管財人による本人確認に使用されたり、弁済手続に関与する関係者に提供される予定です。そのため、既に届け出ている住所の情報について、誤記の修正を含め変更が必要な再生債権者は、速やかに住所変更のための手続を行ってください。

氏名変更及び住所変更の手続の詳細については下記のアナウンスをご確認ください。

https://www.mtgox.com/img/pdf/20220921_announcement__ja.pdf

4. お問い合わせ先

本件弁済に関してご不明点がある場合には、本システムにログインの上、画面右上の「よくあるご質問 (FAQ)」のボタンからアクセスできる、お問い合わせフォームよりお問い合わせください。

なお、本システムにログインせず、以下の URL からアクセスできるお問い合わせフォームよりお問い合わせいただくことも可能ですが、問合せ者と再生債権者の同一性が確認できず、お問い合わせに対する円滑な対応が困難となる可能性がありますので、本システムにログインが可能な場合は、ログインした上でお問い合わせください。

<https://claims.mtgox.com/faq>

なお、お問い合わせフォームからは多数のお問い合わせを受領しているため、返信がタイムリーになされない可能性があることにつき、予めご了承ください。

以上